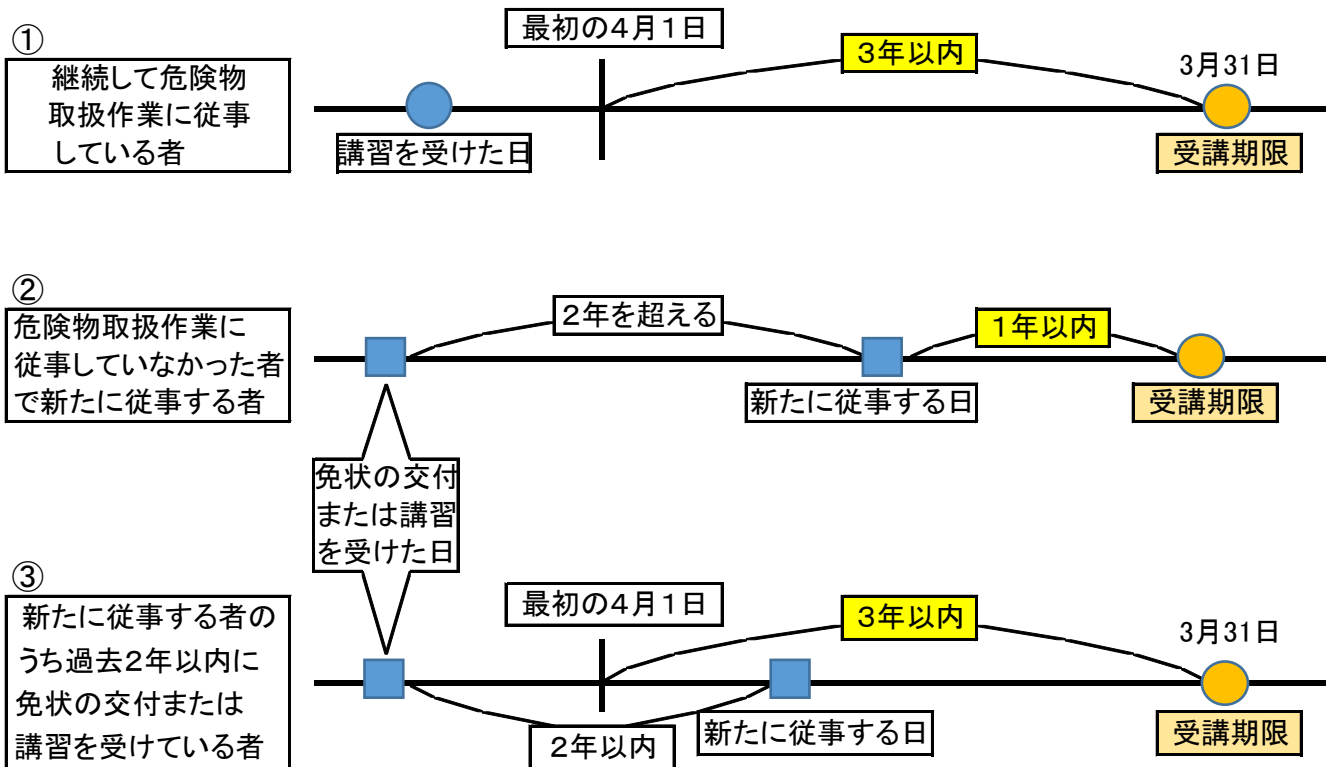


## 危険物取扱者保安講習の受講義務がある危険物取扱者

危険物取扱者免状の交付を受け、現に危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所において危険物の取扱作業に従事している方のうち、次に該当する方は期間内に受講する義務があります。

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している方  
3年に一度の受講義務があります。  
令和5年度は、令和2年度講習の受講者が対象となります。
- ② 新たに又は再び危険物の取扱作業に従事することとなった方  
従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。
- ③ 上記②の方で過去2年以内に免状の交付又は保安講習を受けられた方は、交付又は保安講習受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講することになっています。



※ 現在、危険物の取扱作業に従事していない方には受講義務はありませんが、希望者は受講できます。